

第7回 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会議事要旨録

日 時	令和7年10月30日（木） 14時00分～14時45分
場 所	知多半島総合医療センター 1階講堂
出席者	【評価委員】 半田市医師会会長 中條 武秀 委員長 知多郡医師会常滑市医師団代表 伊藤 眞介 副委員長 学校法人日本福祉大学看護学部看護学科教授 白尾 久美子 委員 和田公認会計士事務所 和田 頼知 委員 （欠席）岩手県八幡平市病院事業管理者 望月 泉 委員 半田商工会議所 小柳 厚 委員 ※委員の過半数以上出席により、定足数は充足 【地方独立行政法人知多半島総合医療機構】 （副理事長）知多半島総合医療センター 岡田院長 （副理事長）知多半島りんくう病院 野崎院長 （法人本部）坂元本部長、小羽副本部長、榊原副本部長 設立団体 【半田市】 小林福祉部長 （健康課）竹内課長、内藤副主幹、田中主事、別府主事 【常滑市※事務局】 入山こども健康部長 （健康推進課）鈴木課長、田中副主幹、服部主任主査

【内容】

※委員の改選後初めての委員会となるため、委員長選任までの間は、鈴木健康推進課長が司会進行を務める。

1. 開会

- ・資料確認、傍聴人数及び出席人数報告
- ・常滑市入山こども健康部長 あいさつ
- ・知多半島総合医療機構副理事長兼知多半島総合医療センター岡田院長 あいさつ

（1）委員の紹介

- ・前任期は令和7年8月8日で終了し、委員の皆様には再任を了承いただいた。
令和7年8月9日から令和9年8月8日の2年間を任期として、両設立団体で選任。
- ・資料1に沿って各委員を紹介。
- ・前任期で委員長を務められた半田市医師会竹内会長の後任として、半田市医師会中條会長を新たに委員に選任した旨を報告し、中條委員を紹介。

(中條委員より挨拶)

(2) 委員長及び副委員長の選出

鈴木健康推進課長：評価委員会共同設置規約第6条第1項の規定により、委員長は委員からの互選となるため、ご意見を頂戴したい。

伊藤委員：私は、前任期において副委員長を務めさせていただいた。これまでの審議内容から、中期目標は県の医療構想との整合が必要であると考えており、今後、第2期の中期目標・中期計画を策定していくことを踏まえると、以前と同様に、知多半島構想区域地域医療構想推進委員会において委員を務めておられる半田市医師会会長の中條委員にお願いできればと思いますが、いかがか。

鈴木健康推進課長：伊藤委員から、中條委員を委員長にとのことご発言があったが、いかがか。

(異議無し)

鈴木健康推進課長：皆様からご賛同いただいたので、中條委員に委員長にご就任いただく。

— 以後、中條委員を中條委員長と表記 —

鈴木健康推進課長：続いて、副委員長についても互選となるが、委員長から意見はあるか。

中條委員長：前任期において副委員長を務められ、半田病院と常滑市民病院の経営統合に関して医師団として関わってこられた、伊藤委員に引き続きお願いしたいと思うが、皆さまいかがか。

(異議無し)

— 以後、伊藤委員を伊藤委員長と表記 —

鈴木健康推進課長：委員長と副委員長は2年間お願いする。

— 進行を中條委員長に交代 —

2. 報告事項

令和7年度年度計画について(機構法人本部 坂元本部長)

参考資料1)に沿って説明

- ・ これまで、機構のあるべき姿を示した両市作成の中期目標を達成するため、具体的な行動数値目標を定めた中期計画を作成し、市議会に提出して承認いただいた。

- ・ 第1期中期計画は令和7年度から令和11年度までの5年間であるが、ここから初年度の令和7年度分を切り出したものが今回お示した年度計画であり、既に両市の市議会6月定例会にも報告しているもの。
- ・ 4ページでは、機構の理念、基本方針、運営方針について規定している。中期計画と同様の目標であり、両病院で急性期から回復期までの切れ目ない医療を提供する。
- ・ 総合医療センターは救命救急センターを運営して高度急性期医療を中心とした急性期医療を担い、りんくう病院は軽症患者に対して初期救急医療を行うほか、感染症や不妊治療、訪問看護等に対応していく。
- ・ 6ページ以降では、令和6年度の見込値を参考に、令和7年度の各項目の目標値を掲出している。
- ・ 令和7年度当初は総合医療センター（以下「センター」と表記）において診療制限を実施することから、慣れない病院での準備期間として若干抑えた目標値としている。
- ・ 31ページでは、経営目標となる予算についてお示したもので、純利益は34億3,800万円の赤字を見込んでいます。これは、収入においてセンターの年度当初外来入院収益が低くなると想定していることに加えて、支出では病院建設における施設の減価償却費が39億5,700万円と大規模になっていることが要因である。
- ・ 令和8年度以降は、医療連携を更に推進することで利用率・単価増を見込んでおり、中期計画期間最終年度の令和11年度には黒字転換していく計画となっている。
- ・ 32ページは資金計画であり、赤字は34億を超えているものの、現金の減少を伴わない減価償却費が大きいことから、現預金の減少は11億3,900万円に留まる見込みである。

知多半島総合医療機構の現状について(機構法人本部 坂元本部長)

当日配布資料に沿って説明

- ・ 設立から9月までの半年間を総括すると、4・5月は好調であったものの、以後は伸び悩んでおり、経営状況は機構全体としてほぼ想定通りといった状況。
- ・ 経営統合の効果としては、それぞれ機能分担したことで、センターではより重篤な患者の治療回転率が上がり、急性期を終えた患者を転院させることでりんくう病院の回復期稼働率が向上している。
- ・ センターの在院日数は、9月末までの実績で8日強であり、昨年度は10日を超えていたことを踏まえると大幅に短縮されている。これは、両院での機能分担と連携の効果が最大限に発揮された成果と言える。
- ・ 入院単価も目標値である8万179円を上回っており、9月は過去最高の9万5,327円となった。
- ・ 入院患者数は、4・5月以降は目標とする稼働率を達成できていないものの、新規入院患者自体は目標通りとなっており、地域の医療ニーズは応えられていると思われるが、平均在院日数が極端に短縮されたことから延べ患者数が減少していることが原因と考えられる。
- ・ りんくう病院では急性期の入院患者数は目標値をいずれも下回っているが、これはセンターに救急機能を集約した影響が大きいもの。回復期については上昇傾向にあったものの、8月以降は減少に転じている。地域包括ケアについては9月に大きく落ち込む結果となった。

- ・ 外来については、センターは目標どおりで、りんくう病院は前年度を大きく下回っており、回復期以外の診療科については対応策を講じていく必要がある。
- ・ 年度計画数値目標の達成状況をいくつか取り上げているが、達成できているものが多数ある中で、りんくう病院について未達成となっている項目が複数ある状況となっている。
- ・ 地域医療機関との連携関係を示す指標である紹介件数及び逆紹介件数は、概ね目標どおりと好調である。
- ・ 月ごとの収支状況については、センターは目標どおり、りんくう病院は目標を下回る状況が続いているものの、全体としては目標を達成しているところであるが、ここからは人事院勧告によるベースアップにより人件費の増加が見込まれるため、冬場にかけて一層集患を図る必要があると考えている。
- ・ 10年間の収支シミュレーションとしては、先ほどの年度計画でも説明したように、当面の間赤字が続いた後令和11年度以降は黒字に転じる計画となっているが、現金は少しずつ減少していく予測であり、更なる人件費や物価高騰が見込まれる中、当初の計画を良とはせず、常に改善取組を実施していく必要があると考えている。
- ・ センターでは開業医等への訪問を行って新規入院患者を増やすとともに、りんくう病院の急性期病棟や外来機能の在り方の検討を行い、機構全体としては患者数に見合った人員配置を行うなどの経費削減に取り組むべく検討チームを立ち上げて迅速に対応していく。
- ・ 最後に、センターでは、スタッフが不慣れなことから待ち時間が長い、朝の交通渋滞や一時的な駐車場不足、看板等が少なかったため来院時に迷う、公共交通機関で来院する患者がバスに乗れないなど、開院当初から課題があったものの、随時改善して苦情や不満も減りつつあることをご報告する。

鈴木健康推進課長：事務局から年度計画について補足させていただく。令和7年度年度計画については、設立時に機構から両市に提出があり、その後速やかに委員にお示しすべきところ、本日のご報告となり大変申し訳ない。令和8年度以降の計画については、機構が年度末までに策定の上、両市長に提出する予定であるため、4月頃に委員の皆様へ送付させていただく。ご承知おきいただきたい。

3. 審議事項

業務実績評価について

(1) 業務実績評価の流れ等について(常滑市 鈴木健康推進課長)

- ・ **参考資料2** 地方独立行政法人法においては、法人は毎事業年度の終了後に、同法で規定される事項に係る業務の実績について設立団体の長の評価を受けなければならないこととされており、図示した流れで全ての業務実績評価を行う予定である。業務実績評価について評価委員会の意見聴取が法で規定されているのは、中期目標期間終了時に見込まれる期間中の業務実績評価である「中期目標期間見込評価」のみであるが、各年度の業務実績評価は、市民や市議会に公表するものであり、評価の透明性や説明の適正性が重要と考えることから、全ての業務実績評価に対して、有識者で組織する評価委員会に関与いただきたいと考える。

- ・ **参考資料3** 第1期中期目標期間である令和7年度から令和11年度に対する業務実績評価について、実施年度と評価内容を記載している。
- ・ **参考資料4** 業務実績評価が始まる令和8年度のスケジュール案を記載している。評価にあたっては、報告書受領から市議会12月定例会までの間に、少なくとも2回は評価委員会の開催が必要であると見込んでおり、7月下旬と9月下旬に開催したいと考えている。
- ・ 本日欠席の望月委員からは、特にご指摘等はいただいていない。

(意見無し)

(2) 業務実績評価の基本方針(案)について(常滑市 鈴木健康推進課長)

- ・ **資料2** 業務実績評価を実施するにあたっての基本方針案であり、「1 基本方針」については、評価の目的や視点についてお示しした。法人の運営について様々な角度から適正に評価するための方針としているが、評価方法は必要に応じて見直しを行う。
- ・ 「2 評価方法」においては、評価の種類と方法を規定しており、毎事業年度の終了後に実施する「年度評価」、中期目標期間の最終事業年度の直前の事業年度の終了後に実施する「中期目標期間見込評価」、中期目標期間の最終事業年度の終了後に実施する「中期目標期間評価」の3つである。
- ・ いずれの評価も、実施要領で規定する評価項目を評価単位とする「項目別評価」を実施し、それを踏まえて「全体評価」を行うもの。
- ・ また、評価の透明性・正確性確保のため、評価結果の決定に先立って法人に結果案を示し、意見申し立ての機会を設けることを明記している。
- ・ 「3 評価結果等の活用」について、業務実績評価は法人の業務改善や組織の存続の決定に活用されるべきものとして法に規定されており、基本方針においても明記した。
- ・ 「4 適用時期」は、令和8年度に実施する令和7年度の年度評価から適用する。
- ・ 望月委員からは、概ねこの方針に沿って評価を進めていくことで了解いただいている。

(意見無し)

(3) 年度評価実施要領(案)及び中期目標期間(見込)評価実施要領(案)について(常滑市 鈴木健康推進課長)

- ・ 先ほどご説明した3つの評価について、年度評価とそれ以外の評価に分け、それぞれ実施要領案を作成した。
- ・ 中期目標期間見込評価と中期目標期間評価は、いずれもそれまでの年度評価結果をベースに評価を実施するものであり、評価方法もほぼ同じであることから同一の実施要領としている。

年度評価実施要領(案)

- ・ **資料3** 毎年度の評価にあたり、基本方針に沿って運用方法を規定したもので、1ページ「1 目的、趣旨」「2 自己評価結果の活用等」において、特に、

法人と両市がそれぞれの立場で評価を実施するにあたって留意すべきことを明記した。

- ・ 2 ページ「3 評価単位の設定」については、評価単位は中期目標で定めた項目としており、これは全ての評価で共通としている。
- ・ 「4 評価の方法等（１）ア、イ」に記載のとおり、市の評価を実施するにあたっては、法人からの提出資料のほか、法人理事長や理事などの役員へのヒアリングをはじめ、監事や会計監査人にも必要に応じて情報提供を求めるなど、評価する上で十分な材料の収集を行い、評価委員会において意見聴取するものとしている。
- ・ また、3 ページ「5 項目別評価及び総合評価」について、年度評価は、小項目評価・大項目評価において、年度計画の達成状況について５段階の段階的評価を実施したのち、総合評価を記述式で示す。評定の方法は、（１）（２）のとおりだが、小項目評価においては各評価項目の重要度に差が生じるため、法人としての役割や年度計画の重要度合いに応じてウエイトを設定し、評定に反映することとした。ウエイトについては、今後法人と市で協議の上決定する予定。単に数字による評価のみならず、法人が作成する報告書等で十分な説明があった場合は、評定において考慮することも記載している。
- ・ 5 ページ以降に別添様式として、年度評価結果報告書の様式を添付した。評価項目は知多半島総合医療機構中期目標に沿って記載したが、評価についての記述例については、他法人の事例を参考として掲載しているのでご承知おきいただきたい。
- ・ 小項目評価については、11 ページの様式右側に示したとおり、法人の自己評価を踏まえて評価委員会による評価を実施し、最終的に市の評価を決定する運用とすることを想定している。次年度以降この様式に沿って評価を実施する予定。

（意見無し）

中期目標期間（見込）評価実施要領（案）

- ・ **資料4** 1 ページ「1 目的、趣旨（１）」について、当該評価をもって中期目標期間終了時の法人の業務の継続や組織の存続の必要性、また業務及び組織の全般にわたる検討を実施することや、次期中期目標の策定に活用することが法に規定されている。
- ・ 2 ページ（３）には、この２つの評価については、目標の計画・達成に関わらず、法人全体の信用を失墜させるような不祥事が発生した場合には全体評価に反映させるなど、法人全体のマネジメントの状況にも留意することを明記している。
- ・ 4 ページ「5 項目別評価及び総合評価」について、見込評価・期間評価ともに、大項目評価と総合評価において中期目標及び中期計画の達成状況について５段階の段階的評価を実施し、進捗状況については記述式による評価を行う。
- ・ 年度評価実施要領（案）と同様に、別添様式として評価結果報告書の様式を６ページ以降に添付している。前述のとおり、中期目標期間見込評価は令和 11 年度、中期目標期間評価は令和 12 年度に実施予定である。
- ・ 望月委員からは、年度評価実施要領（案）及び中期目標期間（見込）評価実施要領（案）について、特に修正や追加のご意見は無く、実際に評価を実施していく中で必要に応じて見直していく方向性で異論無いとの見解をいただいている。

(意見無し)

鈴木健康推進課長： 特にご意見が無かったので、本日お示しした案については全てこの内容で策定させていただく。

4. その他

中 條 委 員 長： その他、委員の皆様や事務局から何かあれば伺いたい。

和 田 委 員： 評価委員としては、単に医療や赤字・黒字の状況だけでなく、組織のガバナンスがどうなのか、理事や監事が誰でどのように会計業務を行っているのか、毎月の理事会にはどのような資料が提示されているのか等々が確認したく、この組織は誰が動かしているのかということが分かるガバナンスに関連する資料を見せていただきたい。

健康推進課田中： ご指摘のとおり、機構の構成等に係る資料をお示ししていなかったため、近日中に取りまとめて資料を送付させていただく。機構がどのようにマネジメントを実施しているかの詳細は、次年度に提出される機構の自己評価に反映されるものと考えているが、まずは、全体像を資料でお示ししたい。

和 田 委 員： ぜひお願いしたい。理事会において問題点が出てきたときに、PDCA を経て次の理事会では修正されていることが望ましい。処理があまりに遅く、2 か月前の情報を理事会で議論するのでは機構として後手に回るという懸念がある。要するに、月次決算の締日はいつなのか、どのような単位で算出するのか、そこから見出された課題はどういった形で理事会で議論しているのか、運営の方法も教えていただきたい。

法人本部坂元本部長： 近いうちにお示ししたい。

5. 閉会

次回開催

第8回 令和8年7月下旬(予定)